事務局長

皆さん、おはようございます。

委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ総会にご出席いただき、 誠にありがとうございます。

本日、欠席の届出が、10番、伊藤又工門委員から出ております。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第29回大仙市農業委員会総会を 開催いたします。

(午前10時 開会)

事務局長

初めに、会長からご挨拶をいただきます。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は23 名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、前回8月10日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。 お手元に配付しております第29回総会までの業務報告書をご覧願います。

8月10日には、第28回農業委員会総会を委員21名、推進委員8名の出席をいただき、神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。

8月29日には、広報専門委員会を、委員8名の出席をいただき、神岡庁舎2階情報活動室において開催しております。10月1日発行の「農業委員会だより」第23号の掲載内容についてご協議いただいております。

その他の協議につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。

以上で、主な業務報告といたします。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議長

本日の会議を開会します。

初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議 ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、18番、佐藤吉雄委員、19番、鈴木正雄委員の両名を議事録署 名委員に指名いたします。

議長

議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年9月8日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長

事務局の説明を求めます。

参与

1ページ、1番をご覧ください。

農地の所在は、大曲西根○○○○○、地目が畑、面積○○平方メートル外、畑1筆、計2筆、合計面積○○平方メートルです。

贈与による所有権移転です。

譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、75歳。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さん、65歳です。

申請理由につきまして、対象の農地は譲受人の〇〇さんの自宅に隣接しており、以前より譲渡人の〇〇さんの了承を得て耕作しておりました。今回、〇〇さんから、今後も使用する意思がないことから、贈与したい旨の申出があり、登記簿上も実態に合ったものにするため、申請をしたものになります。

私から、その他の案件について説明するところですが、今回は、ただいまの1件のみでございますので、割愛させていただきます。

2ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項各号には該当しない旨記載したもので、結果、許可要件を満たしているものと 考えます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なしの声)

議長

質疑ないようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第2号の「農地法4条の規定による許可申請について」議題とします。

事務局長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年9月8日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長事務局の説明を求めます。

参 与

3ページ、1番をご覧ください。

位置図及び配置図につきましては、資料の1、2ページです。

農地の所在は、角間川町○○○○○○○、地目が畑、面積○○○平方メートル、1筆です。

申請人は、0000000000000、0000さんです。

申請理由につきまして、〇〇さんは現在家族7人住まいですが、孫が成人し、自動車購入予定であります。また、農業を営んでおり、手狭なことから、併せて自己所有の畑に車庫兼倉庫の建築を計画したものになります。

許可基準における立地基準につきまして、申請地はおおむね12ヘクタール以上の規模の一団の農地にあることから、第1種農地に分類されます。第1種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第33条第4号により、この車庫兼倉庫は日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるも

のであることから、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、本案件は、今年7月開催の総会において、農振除外案件として同意をいただいた案件でございます。

続きまして、2番を説明いたします。

位置図、配置図につきましては、資料3、4ページになります。

農地の所在は、大仙市太田町太田〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル、 1筆です。

申請人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。

一般住宅建築のための転用でございます。

転用理由につきましては、申請人は〇〇〇〇〇〇〇〇、現在、妻子とアパートで暮らしておりますが、今回、手狭であること、また、今後の家族の交流を考え、実家に近い自己所有の申請地に住宅を新築するものです。

許可基準における立地基準につきまして、申請地を含む一団の農地は、太田支所をはじめ、宅地化が進んでいる区域に囲まれており、おおむね10~クタール未満であることから、農地法施行規則第46条に規定する第2種農地と考えられます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地で代わりになる土地がない場合には許可できることとなっております。また、第1種農地の許可基準である農地法施行規則第33条第4号により、この一般住宅は日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されていることから、立地基準を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきましても、添付資料等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより現地調査された委員から補足説明をお願いいたします。

案件1番についてお願いします。

髙橋委員

13番、髙橋です。

9月1日に事務局と現地を確認してきました。資料でも分かるように、住宅に接続した農地でありますので、特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

案件2番についてお願いします。

泉委員

11番、泉です。

この間、5日の日ですか、事務局及び推進委員ともども確認してまいりましたが、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

事務局長

現地調査、大変ありがとうございました。

それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

## (賛成者挙手)

議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長

次に、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年9月8日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長

事務局の説明を求めます。

参 与

4ページ、1番をご覧ください。

位置図及び配置図は、資料の5、6ページになります。

農地の所在は、新谷地〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積〇〇〇平方メートル、1筆です。

売買による所有権移転です。

譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇さんです。

申請理由につきまして、〇〇さんは妻の実家に住んでおりますが、子供の成長により手狭になったこと、また、今後の家族の交流を考え、現在の居住地の向かいにある申請地に住宅の新築を計画したものです。

売買価格は、総額〇〇〇〇円、1平方メートル当たりに割り返しますと約〇〇〇〇〇円になります。 許可基準における立地基準につきまして、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農 地にあることから、第1種農地に分類されます。第1種農地は原則許可できませんが、農地法施行規 則第33条第4号により、この一般住宅は日常生活上の必要な施設で、集落に接続して設置されるも のであることから、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断 いたしました。

なお、本案件は、今年7月開催の総会において、農振除外案件として同意をいただいた案件でございます。

続きまして、2番をご覧ください。

位置図、平面図につきましては、資料7、8ページになります。

農地の所在は、土川○○○○○○、地目が畑、面積○○○○平方メートルです。

売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 さんです。

申請理由につきましては、譲受人は、プラスチック製品製造会社を営んでおりますが、事業拡大により、既存の会社敷地の隣接地に社員用駐車場の拡張を計画したものです。

売買価格は、総額〇〇〇円、1平方メートル当たりに割り返しますと約〇〇〇円となっております。 許可基準における立地基準につきましては、申請地は10~クタール以上の一団の農地の区域内に ある第1種農地に分類されます。第1種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第35条第5 号の規定により、拡張に係る部分の面積が既存の面積の2分の1を超えないことから、許可要件を満 たしているものと判断しました。 なお、既存の会社敷地の面積は○○○○○○平方メートルで、申請地の面積は○○○○平方メートルです。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、本案件は、今年7月開催の総会において、農振除外案件として同意をいただいた案件でございます。

4ページ、3番と、5ページ、4番は関連がありますので、一括でご説明いたします。

位置図、平面図につきましては、資料9ページ、10ページをご覧ください。

農地の所在は、下鴬野○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル外、田6筆、計7筆、合計面積○○○○平方メートルです。

賃貸借による一時転用の案件です。

貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん外2名です。

借受人は、00000000000000、000000、00000、0000さんです。

申請理由につきましては、砂利採取のための一時転用で、3番は砂利採取場、4番は表土置場として使用します。

設定期間は許可日から1年間で、1平方メートル当たりの賃借料は3番が $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円、4番が $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円となっております。

許可基準における立地基準につきましては、申請地は農用地区域内にあることから、原則許可できませんが、例外として、農地法施行令第11条第2項第1号により、一時的に砂利採取のため農地を使用するものであることから、許可基準を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可基準を満たしているものと判断いたしました。

次に、6ページ、5番と6番は関連がありますので、一括でご説明いたします。

位置図、平面図につきましては、同じく9ページ、10ページをご覧ください。

農地の所在は、下鴬野〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田3筆、計4筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルです。

賃貸借による一時転用の案件です。

借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。

申請理由につきましては、砂利採取のための一時転用で、5番は砂利採取場、6番は表土置場及び運搬路として使用します。

設定期間は許可日から1年間で、1平方メートル当たりの賃借料は5番が $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円、6番が $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円となっております。

許可基準における立地基準につきましては、申請地は農用地区域内にあることから、原則許可できませんが、例外として、農地法施行令第11条第2項第1号により、一時的に砂利採取のため農地を使用するものであることから、許可基準を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可基準を満たしているものと判断いたしました。

続きまして、7番を説明いたします。

位置図及び配置図につきましては、資料11ページ及び12ページをご覧ください。

農地の所在は、大仙市堀見内○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル、1筆です。 売買による所有権移転になります。

譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん外1名です。外1名は、〇〇さんの結婚予定者です。

転用理由といたしまして、譲受人は、結婚を予定しており、今後の家族の交流を考え、結婚予定者 の実家の近隣にある申請地に新居の建築を計画したものです。 売買価格は、総額〇〇〇〇円、1平方メートル当たりに割り返しますと〇〇〇〇〇円になります。 許可基準における立地基準につきましては、申請農地は教育施設であるみどり幼稚園や仙北中学校 からおおむね500メートルの距離にあり、また、周辺の公益的施設の整備状況が一定の程度に達し ている区域内に位置していることから、農地法施行令第7条に規定される第3種農地に区分されると 考えられます。第3種農地は許可することができるため、立地基準における許可要件を満たしている ものと判断しております。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

7ページ、8番をご覧ください。

位置図、平面図につきましては、資料13、14ページになります。

農地の所在は、大仙市太田町横沢○○○○○○、地目が田、面積○○○○平方メートル外、田 1筆、計2筆、合計面積○○○○平方メートルです。

売買による所有権移転です。

譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さんと、同じく堤田100番地の〇〇〇〇さんです。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 さんです。

転用理由につきまして、譲受会社は自動車販売業を営んでいますが、事業拡大により、既存の車両 置場が手狭であることから、隣接地に拡張を計画したものです。

売買価格は、総額〇〇〇〇円、1平方メートル当たりに割り返しますと〇〇〇〇〇円になります。 許可基準における立地基準につきまして、申請地は10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある第1種農地に該当すると考えられます。第1種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第35条第5号の規定により、拡張に係る部分の面積が既存の面積の2分1を超えないことから、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、既存の会社敷地の面積は○○○○○○平方メートルで、申請面積は○○○○○平方メートルです。

また、一般基準につきましても、添付資料等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、本案件は、今年7月開催の総会において、農振除外案件として同意をいただいている案件で ございます。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより現地調査された委員から補足説明をお願いします。

案件1番についてお願いします。

佐藤(敏)委

12番、佐藤です。

員

先ほど、事務局の説明にあったとおり、全く問題ないというふうに見てまいりましたので、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

案件2番についてお願いします。

菅原委員

1番、菅原です。

7ページの位置図を見ていただきますと、会社は神岡地域の八石地区にあります。 農地は土川ということで、先ほど、事務局より説明されましたとおり、別に問題ない と考えておりますので、よろしく審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

案件3番から6番についてお願いします。

玉井委員

2番、玉井です。

先月29日に現地のほうを確認してきました。砂利採取として頻繁に総会のほうに上がってくる場所になります。周りの住民の方の理解もあると思いますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

案件7番についてお願いします。

小松委員

6番、小松伸一です。

今月5日に現場で調査関係させていただきました。推進委員と共に行ってまいりましたけれども、当地は、県道と川口川の間に挟まれたところでございますけれども、 先ほど、事務局より説明ございましたように、何ら問題ありませんので、よろしくお願い申し上げます。

議長

ありがとうございます。

案件8番についてお願いします。

長澤委員

3番、長澤です。

去る9月5日に推進委員、事務局と現地確認してまいりました。用排水も問題なく、 事務局の説明どおりで何ら問題ありませんので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございます。

事務局長

現地調査、大変ありがとうございました。

それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議長

次に、議案第4号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認 について」を議題とします。

事務局長

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計 画の決定について意見を求める。

令和4年9月8日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長

事務局の説明を求めます。

参与

8ページの2番を説明いたします。

所有権を移転する農地は、大曲西根〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートルです。 所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さん、62歳です。

所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、76歳です。

売買価格は、総額〇〇〇円で、10アール当たりに割り返しますと約〇〇〇〇〇〇〇〇円になります。

申請理由につきまして、貸付地の売買及び渡しになります。以前より〇〇さんが耕作しておりますが、今回、安くても構わないので農地を手放したいと考え、相談したところ、話がまとまり、売買に至ったものです。

なお、○○さんの経営面積については、基準になる2へクタール未満ですが、認定農業者であることから、強化法の適用を受ける方になります。今後も、西根地区を中心に規模を拡大していきたいと伺っております。

10ページ、9番と、11ページ、10番は利用権の設定を受ける方が同一の方であり、関連がありますので、併せてご説明いたします。

利用権を設定する農地は、清水〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田5 筆、計6筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルです。

新規の賃貸借権設定です。

利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、60歳と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 さん、103歳です。

利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、47歳です。

申出理由といたしまして、案件9番と10番の申請地は隣接しており、一部が合作地となっております。これまで、○○○○○さんの父が耕作しておりましたが、昨年末に亡くなられたことから、近隣を耕作する○○さんに相談をしたところ、応じてくれたものです。既に今年から○○さんが耕作しておりますが、お互いに都合が合わず手続が遅くなりましたが、実態に合わせるため、適宜契約をするものであります。

設定期間はいずれも3年で、10アール当たりの賃借料は〇〇〇〇〇〇円です。

続いて、11ページ、12ページ、11番と、13ページ、12番は利用権の設定を受ける方が同一の方であり、関連がありますので、併せてご説明いたします。

利用権を設定する農地は、清水〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田12筆、計13筆、合計面積〇〇〇〇〇〇平方メートルです。

新規の賃貸借権設定です。

利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、72歳と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 74歳です。

農地の利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。

申出理由といたしまして、案件11番と12番の申請地は隣接しており、一部が合作地となっております。これまで〇〇さんが耕作しておりましたが、今年の春に体調を崩したため、近隣を耕作する〇〇さんに春作業を委託しておりました。しかしながら、体調がなかなか回復しないこともあり、今回、強化法による賃貸借権の設定、賃貸借契約に切り替える申請があったものです。

設定期間はいずれも3年で、10アール当たりの賃借料は○○○○○○円です。

16ページ、17番から、51ページ、69番までを一括でご説明します。

16ページ。17番です。

利用権を設定する農地は、大仙市大曲〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田1筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルです。

農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。

利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん外58名です。

秋田市山王四丁目1番2号、公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。

新規53件、田285筆、畑4筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。

期間は、67、68番の案件を除き、全70年、67、68番は6年4か月です。賃借料は10アール当たり、田が0000円から0000円で、畑は0000円となります。賃借料の違いは圃場の条件によるものです。

1件ごとの詳細につきましては、議案書をご確認いただきますようお願いいたします。

私からは、その他の案件についてご説明させていただきます。

議案第4号につきましては、ただいま説明いたしました58件のほかに、所有権移転5件、賃貸借権設定の新規2件及び更新4件がございます。

今回の所有権移転における田の売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、10アール当たり○○○○○○○円から○○○円と幅がございます。これは、各地域の圃場の条件及び契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。

次に、賃貸借権設定における田の賃借料の内容でありますが、説明案件を除き、10アール当たり 〇〇円から〇〇〇〇〇〇円と若干の幅がございます。これについても、圃場等の条件や契約者双方 の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

議長ないようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長ありがとうございます。

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議長 次に、報告第1号の「農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告

について」を議題とします。

事務局長 報告第1号 農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について 下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これ

を報告する。

令和4年9月8日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議長事務局より報告願います。

参与

52ページをご覧ください。

法人の事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。

1番、大仙市高関上郷字卯時田38番地1、有限会社柳田農園、代表取締役、栁田武男。

2番、大仙市協和中淀川字千着72番地、農事組合法人千着あぐりくらぶ、代表理事、加藤勇。

3番、大仙市協和下淀川字逢田74番地、有限会社弥栄、代表取締役、加藤弘栄。

以上、3法人からの報告がありました。 詳細につきましては、53ページから61ページをご覧願います。 結果、申請法人は農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議長

以上、報告といたします。

議長

これで本日の日程は全て終了しました。その他について、事務局から何かございませんか。

議長

それでは、私のほうより秋田県農業会議農政推進連盟の皆さんに渡したもので、農業者の声を農政に反映させるための活動資金のお願いです。毎年毎年申し訳ありませんけれども、今年も1口、皆さん、農業委員、推進委員の皆さんより何とか500円の寄附をお願いしたく、どうかよろしくお願いしたいと思います。

議長

委員の皆さんから何かありませんか。 鈴木委員。

鈴木(正)委員

19番、鈴木です。

この事案は2年前なんですけれども、農地パトロールでよく確認する事案でございます。今まで10年以上同じ人が小作料を払いまして、耕作しましたけれども、それ以降は亡くなったわけです。それで、息子というか、前は、養子いたんですけれども、養子の方も亡くなってしまいまして、借りている人なんですけれども、賃借料を払う人がいなければ、もう作っていけないということで、今現在は遊休農地となりました。遊休農地というか耕作放棄地になっております。

周りに迷惑がかかるということで、自分もその近くに田んぼあるんで、どうしても、通る際は目に入ってました。そして、地元の保全会で草刈り等を行っておりますけれども、もう2年ですので、3年目となると、なかなか厳しいものがございます。この点、それから、改良区のほうにも問題がありまして、当然賦課金が発生するわけですけれども、地主がおりませんので、どこへ請求するかという問題になりました。話合いの上で、賦課金は一時停止させてもらっております。

その中で、中間管理機構を会議の席に呼びまして、何かいい方法はないのかということで、相談をいたしました。そのときに、いろいろ説明しているうちに、60日報告にすれば、管理機構で借り受けることができるというふうなことでした。

実際に、どういうものかというのは分かりませんので、そのあたり、何か書いている文言をちょっと忘れてきてしまったんですけれども、農業委員会のほうに関係あるようなことでしたので、一応調べてもらって、これからこのような案件がたくさん発生してきているのではないかと思いますので、どうか調べて、次回返事してくださるようにお願いします。

事務局長

了解しました。こちらのほうで調べて、次の総会で報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

田村委員。

田村委員

14番、田村です。よろしくお願いします。

意見2つあります。意見ですので、お願いしたいと思います。

まず1つは、先月の総会で女性農業委員の登用の話ありましたよね。説明がありました。あれだと、大仙市では8人の女性委員というのが目標でしょうけれどもというふうな説明がありました。それで、昨年のいつかちょっと忘れたんですが、足達委員からも、ちょっと、女性の農業委員の登用について質問あって、私もそのときに、課

長とかに、女性農業委員を登用するのにどういうふうなのを待っているかという質問 をしました。そのときの回答は、横手市と大仙市は、農業委員の数が多いので、女性 農業委員を入れてほしいというのは、農業会議のほうだと、簡単に言うと、後押しさ れているという。8月の総会のときも説明は大体それと同じような説明でした。その ときは、前の局長は、1年前になったら人選に入るというような説明でしたけれども、 私はそれは無理だと思って言いました。それはなぜかというと、私の質問は、どう思 っているかなので、農業会議からいろいろ指摘等、指導されているのは分かるんです けれども、それを説明されてない。その後、大仙市農業委員会としてどうするかとい う疑問への回答が一つもないんですよ。はっきり言うと。ただ、農業会議から言われ ているというだけで、やっぱり、説明が一番最初に、私は女性の力が必要だからとか、 男女共同参画じゃないんですけれども、やっぱり女性の力必要だし、これからも女性 の力がないと農業委員会は発展しないのか、そういうふうな目標みたいなものがない と、ただ、女性の人を入れたらいいんじゃないかと言うだけじゃなくて、やっぱりそ ういう話ちゃんとしなきゃいけないんじゃないですか。だったら、1年前で人選が入 るんだったら、それは無理な話で、やはり、女性が入ってきたらどうするんだとか、 活動しやすいためにどういうふうにするかとか、そういう環境整備についてちゃんと 話をしなきゃいけないんじゃないですか。

私なんかは、例えば、女性が入ってきたら、どうしたらいいか分からないという、本当のところを言うと、女性の問題でなくて男性の問題だろうというふうに思っていますので、やっぱり、受ける我々も、セクハラ、パワハラ等々あるので、日常茶飯事、多分、もう指摘されると、毎日のように言っているわけなので、そういった我々の今までの常識だけじゃなくて、そういうふうな話合いをちゃんとすると。それで、環境を整えた上で、ちゃんと女性農業委員も受け入れるように、話合いを持ってもらいたいなというのが1つです。あまり長く言うとあれなので。

もう一つは、アンケートあって、アンケートのほうには、意見いっぱい私書いたんですけれども、その後ですね、県への政策提言、2つほどあります。1つは、水田活用直接支払交付金の厳格化についてと、それから、肥料、農薬等、資材の高騰についての2つ挙げてるんですけれども、2つは、これ、挙げるのは非情なもので、ずっと言い続けなきゃいけないことです。しかしながら、水張り水田については、半年前、結構議論したじゃないですか、ここで。議論して、この計画がどうなったかというと、大仙市農業委員会は、何も行動を起こさないという結論に至ったんじゃなかったですか。それを、数か月前に、何もやらないと言っておいて、一番最初にこれ持ってきていますよね。これ、水張り水田が8割ですよ、これ。方向転換したんじゃない、方向転換するなら、ちゃんとどうしてそうなったのかという説明をしてほしいなということです。

半年前にですね、水張り水田、このままでいくと、暮れに困る方たくさんいると、だから、他団体と同時にですね、何で一緒になって提案したりね、そういうことをやらないと言ったんですよ。そのときやったほうが、改良区とか一緒に、一緒になってやったほうがずっと効果があったんじゃないですか。何で、たった数カ月もしないうちにやらないと言ったものが、一番最初に出てくる。もし、説明できるんであれば、説明してほしいなと思います。

以上です。

事務局長

女性農業委員については、農業会議から言われたということもございますけれども、大仙市だけではなくて、全国的にいろいろな会議体であったり、委員会であったり、そういった委員の中に女性を入れていこうというもので、そのおおよその目安が30%ということで、農業委員だけではなくて、大仙市の中でも全ての委員会等について、そういった指針で求められていますので、それに従って、女性の農業委員も30%という目標で進めていこうということであります。

参 与

田村委員の先ほどの水田利用交付金の政策変換について、4月の総会のときに、大仙市農業委員会としては、撤回の要望案を出さないということで決めたわけでございますが、それなのに、7月に実施しましたアンケートで、水田利用の政策変換に対して反対するという要望書を、11月に行われる秋田県農業委員会大会へ提出したというのは、ちょっと矛盾するんでないかということになるんですけれども、4月の総会で話し合われたときには、大仙市農業委員会単独では要望書を出さないということでした。理屈を言うわけではありませんけれども、今回、アンケートに基づいて、秋田県農業委員会大会へ政策変換の撤回を要望したというのは、それは、大仙市単独でなくて、秋田県農業委員会大会全体としての一つの意見として大仙市から要望書を提出したものですので、そこは、4月に話し合った中身とは違うかと思いますけれども。

議長

田村委員。

田村委員

水張り水田は、それは、国のほうで見ていかなきゃいけないものなので、それは、 要望書を挙げて大丈夫です。挙げるべきですよ、それは、挙げるべきなんだけれども、 ただ、2、3か月前にやらないと言っておいて一番上にあって、これだけ、これは一 番上になっているじゃないですか。いろんな要望を出して、その中の一つとして出す のであればよかったけれども、3か月前にはやらないと言っているのに、それはちょ っとっていうふうに思うじゃないですか。

答弁、困らせようとして言っているんじゃなくて、これからどうするんだということだと思いますよ。何でも、1回決まったことを、ずっと前も言ったんですけれども、月1回の総会しかないので、1回休んじゃえば次になってしまって、そこで抜けてしまえば2か月抜けてしまうことなんで、だから、意見言ってしまうと、前やったのをひっくり返すようことになってしまうけれども、そういうつもりで言っているわけじゃなくて、意見を言うことによっていい方向に行くんじゃないかというので言っているので、その辺理解してほしいなと思います。これ以上は言わない。

女性農業委員についても、話合いをちゃんとしているんですか。だから、去年、足達委員から言われたときにちゃんと話合いの場を持って、どうやったら女性農業委員を増やせるようなことができるかという話合いをちゃんと持たなきゃならない。だから、1年ぐらい前になったら、誰かに打診するとかという話だったように思います。

これから話合いするんですか、そうすると。常に、何かのときに話合いをしているので、女性の委員が入ってきたときに、意見聞いて来やすいような環境づくりをちゃんと普段からすると。先ほど言ったように、私は、暴言とかはしょっちゅうなので、パワハラ、セクハラは当たり前な世界なので、やはりそれは、多分堅実な女性は何をどうしていいのか分からないのは、本当のところは、男性はそういう感じだろうというふうに思うんです。ずっと男性だけでやってきているものですから、ちゃんと意識改革をして、検討会もちゃんと開いて、女性も入れられるような環境づくりをするというふうにしてほしいなと思います。

以上です。

事務局長

女性農業委員に限らず、農業委員の改選については、この後、検討することになっておりますので、その際には、ご指導いただけますようよろしくお願いいたします。

議長

今、田村委員が言ったとおり、女性農業委員については、前々から農業会議からも言われていました。やっぱり、男性と違っていろいろ感性の違い、いろんな視点の違い、そういう面から言っても全国的にいろんな組織は女性が入ってくるということで、農業委員会も、まず、できれば最低でも2人は各農業委員会で女性を登用してほしいということは言われています。

横手市の場合は、女性農業委員選ぶのに大変だということで、商工会のほうにお願いして人選してもらったという話が聞こえてきました。横手が一番多くて女性農業委

員が5人います。やっぱりいろいろと活発な方もあるし、そうでないという人もいる そうですけれども、うまくいっているような回答の形でしたので、稲刈り後でも役員 会等開いて女性農業委員の確保を相談していきたいなということを考えています。

それと、転作の交付金のことですけれども、当初、要望書を提出するということで 決めましたけれども、いかんせん、我々の職務は公務員に準ずる職務です。そういう 関係で、そういうことをしてはいかがなものかなと言われました。そういうこともあ って、まず、要請はしませんでしたけれども、農業会議のほうともこれからいろいろ と分からないことは相談して決めていきたいと思います。

これは、内輪話ですけれども、ある国会議員が、この前言いましたけれども、交付金は5年間水張りのしない田んぼには交付金は行かないという話は、あれは、変わりそうにないというようなうわさです。ただ、別の方で、交付金はそういう田んぼには出るようですといううわさの話ですので、どうかご理解のほどをお願いしたいと思います。

田村委員

困らせることで言っているわけじゃないんですけど、いいですか。

意見交換のことで、いろんなところで意見交換しなきゃいけないんですけれども、 だから、原稿用紙3枚書いて出しました。内容は見てくれましたか。どこまで行った のか。局長、会長は見てくれましたか。会長見てない。

だから、レポート3枚書いたけれども、不都合だと思ったら、会長さ言わないとか。 会長、見てもらった。見ていない。

事務局長

私からは渡していないです。

田村委員

渡していない。ということは、そこで、申し訳ないけれども、そこでもみ消されて しまったということになる、私からすると。伝わっていないんだから。だから、それ は、これからも何かあったときに、一生懸命書いて出したって伝わらないんでは、も う書かないですよ。意見も言わないですよ。

私は、最低でも三役まで行って、目を通してほしいなというふうに思ったんですけれども、事務局のところで止まってしまうんであれば、あと、意見なんて書かないですよ。

だから、そういうことをちょっとお願いできないかな。途中で止めないでほしいな と、お願いします。

事務局長

すみません、私も特にもみ消すとか、そういった意図はないんですけれども、私にいただいた時点で、自分でただもらってしまって、これを会長まで見ていただくというところまで思いが至りませんでした。改めますので、よろしくお願いいたします。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、以上をもちまして第29回大仙市農業委員総会を閉会します。 本日はご苦労さんでした。

(午前11時6分 閉会)